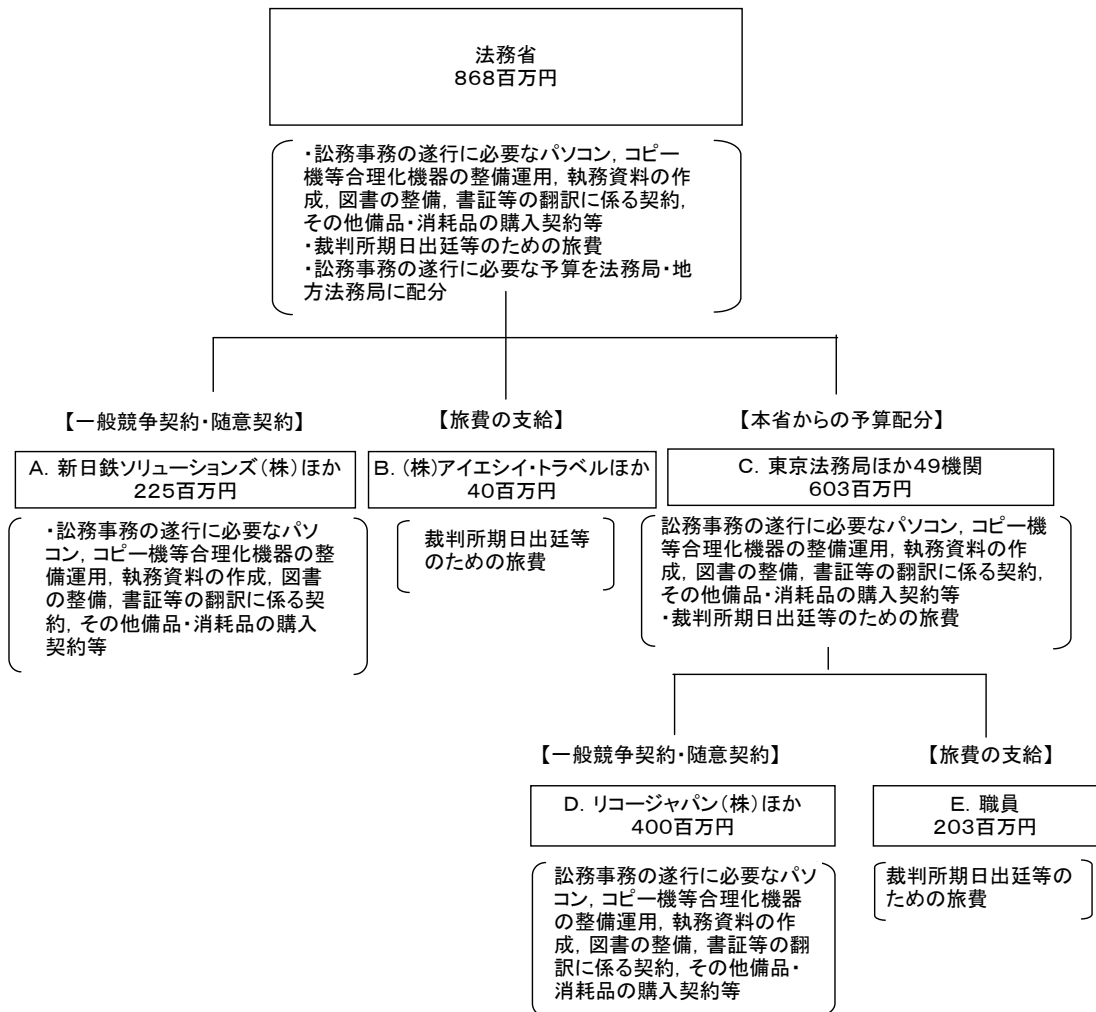


平成23年行政事業レビューシート (法務省)									
事業名	訟務事件の適正処理		担当部局庁	大臣官房		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和22年度		担当課室	訟務企画課		訟務企画課長 永谷典雄			
会計区分	一般会計		施策名	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律		関係する計画、通知等						
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法律による行政の実現に寄与するため、国の利害に関係のある訴訟の統一・一元的な処理を適正に行うことを目的としている。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	法務省、法務局及び地方法務局において、パソコン、プリンタ、データベース等の合理化機器や法律文献等を整備するなど執務環境を整え、執務資料を作成するなどして、大型化・複雑困難化している国の利害に関係のある訴訟について、国の立場から適正かつ効率的な主張立証活動を行う。また、第一審の訴訟手続については、二年以内に終局させることを目標としている裁判の迅速化に関する法律の趣旨を踏まえ、迅速な処理を目指す。								
実施方法	☒ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☐ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求		
		補正予算	△6	0	0	0			
		繰越し等	0	0	0	0			
		計	1,104	1,115	1,034	924	923		
	執行額		1,074	1,004	868				
	執行率(%)		97.3%	90.0%	83.9%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (19年度)	
	地方裁判所において言渡しがされた第1審判決のうち、審理期間が2年以内であったものの率		成果実績	%	84.2	87.6	80.9	82.3	
			達成度	%	102.3%	106.4%	98.3%		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込	
	裁判の迅速化又は事務処理体制の充実強化を図るために開催した訟務担当者向けの研修、事件打合せ会等の参加者数		活動実績 (当初見込み)	人	5,176	5,591	5,844	—	
						(5,384)	(5,718)		
単位当たりコスト	(円/)		算出根拠	本事業は、国の利害に関係のある訴訟を適正かつ迅速に処理することを目指すものであるが、訟務事務は、個々の訴訟の性質や、相手方の訴訟対応、裁判所の訴訟指揮等の外部要因に大きく左右されるため、活動指標として、事業全体にわたる定量的な数値を掲げることが困難である。そこで、外部要因に左右されない訟務担当者向けの研修や事務打合せ等の参加者数をもって活動指標としたところであるが、当該指標は、訟務事務の一面を評価したにすぎないから、当該指標をもとにして事業全体にわたる単位当たりコストを算出するのは適切ではない。					
平成23・24年度予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由					
	(目)訟務旅費	255	245	旅費業務に関する標準マニュアルを適切に運用することにより経費を削減					
	(目)訟務庁費	669	678	訟務重要判例集公開化、携帯用パソコンの整備強化及び訟務関係文書用字用語チェックソフトの導入に必要な経費の要求					
				図書整備、執務資料の在り方等を見直すことにより経費を削減					
	計	924	923						

事業所管部局による点検			
	評価	項 目	特記事項
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	平成22年度において、地方裁判所において言渡しがされた第1審判決のうち、審理期間が2年以内であったものの率が下がった理由は、国側及び相手側双方において、主張立証の準備等に長時間を要し、審理が長期化した訴訟の判決件数が多かったためである。
	△	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	訟務事務を適正に遂行するための判例集、法律図書等をインターネット検索サービスを利用することにより、図書購入に係る経費の削減を図り、また、執務資料の在り方を見直すことで執務資料作成費の削減を図る。さらに、旅費業務に関する運用マニュアルを適切に運用することにより、旅費の削減を図る。		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	法律関係図書等について、インターネットサービスを利用するなど、その在り方を見直すことにより、経費の削減を図るべきである。また、旅費業務に関する標準マニュアルを着実に実施し、旅費の削減を図るべきである。		
	上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)		
縮減	所見のとおり、判例、法律図書等をインターネット検索サービスを利用することにより、図書購入に係る経費の削減を図り、また、執務資料の在り方を見直すことで執務資料作成費の削減を図った。さらに、旅費業務に関する運用マニュアルを適切に運用することにより、旅費の削減を図った。 (▲21百万円)		
補記（過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			

資金の流れ
 (資金の受け
 取り先が何を
 行っているか
 について補足
 する) (単
 位: 百万円)



費目・使途 (「資金の流れ」 においてブロックごとに最大の 金額が支出されている者について 記載する。費 目と使途の双方 で実情が分かる ように記載)	A.新日鉄ソリューションズ(株)			E.職員		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	役務費	サーバ機器運用管理, 保守等	71	旅費	職員の旅費	2
	消耗品費	パソコン用ソフトウェア購入等	5			
	計		76	計		2
	B.(株)アイエシイ・トラベル			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	旅費	職員の旅費	3			
	計		3	計		0
	C.東京法務局ほか49機関			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
		各会計機関への予算配分	603			
	計		603	計		0
	D.リコージャパン(株)			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	役務費	複写機保守等	20			
	消耗品費	コピー用紙購入等	8			
	借料	複写機等賃貸借	4			
	計		32	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	新日鉄ソリューションズ株式会社 (一般競争・随意契約)	サーバ機器保守, 運用管理に係る役務等	76 (26)	1	99.2
2	第一法規株式会社 (一般競争・随意契約)	データベース利用等	44 (44)	1	100
3	昭和リース株式会社 (一般競争・随意契約)	パソコン等賃貸借	15 (1)	1	97.6
4	株式会社エル・アイ・シー (一般競争)	データベース利用	11	1	75.9
5	日本電子計算機株式会社 (一般競争・随意契約)	サーバ機器等賃貸借	9 (0.1)	1	99.2
6	株式会社リコー (一般競争・随意契約)	サーバ機器等賃貸借, 保守	7 (4)	1	99.9
7	株式会社プライムステーション (一般競争)	執務資料印刷製本	5	3	81.4
8	株式会社NTTデータ (随意契約)	法務省情報NW機器賃貸借, 通信回線使用	3		
9	株式会社判例時報社 (随意契約)	図書購入	3		
10	ヒューマンコム株式会社 (一般競争・随意契約)	資料翻訳	3 (3)	3	65.0

※支出先の括弧書き, 入札者数及び落札率については, 支出先との契約が複数ある場合, 契約額が最も大きいものについて記載している。

D.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	リコージャパン株式会社 (一般競争・随意契約)	複写機賃貸借, 保守等	32 (3)	3	96.8
2	日本電子計算機株式会社 (随意契約)	サーバ機器等賃貸借	17		
3	株式会社ぎょうせい (随意契約)	図書購入	16		
4	東日本電信電話株式会社 (随意契約)	電話, 通信	14		
5	新日本法規出版 株式会社 (随意契約)	図書購入	13		
6	新日鉄ソリューションズ株式会社 (一般競争・随意契約)	パソコン機器保守等	13 (0.7)	3	91.3
7	東芝テック株式会社 (一般競争・随意契約)	複写機保守	10 (9)	3	88.7
8	郵便事業株式会社 (随意契約)	郵送	7		
9	日本加除出版株式会社 (随意契約)	図書購入	6		
10	全国官報販売協同組合 (随意契約)	図書等購入	5		

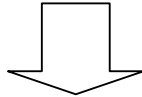
※支出先の括弧書き, 入札者数及び落札率については, 支出先との契約が複数ある場合, 契約額が最も大きいものについて記載している。

訟務制度の概要

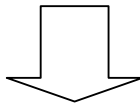
〈訟務事務〉

国の利害に関係のある訴訟について、裁判所に対して
国の立場から申立てや主張、立証などを行う事務

- ・ある法令の解釈が各省庁で不統一となる可能性
- ・複数の所管行政庁のある事件で行政庁どうしが対立する可能性
- ・訟務事務の専門性
- ・経済的観点



訟務事務を統一的・一元的に処理する専門的組織が必要（訟務制度）



法 務 省 設 置 法

第3条 法務省は、…国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理…を任務とする。

法 務 大 臣 権 限 法

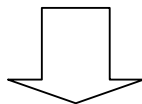
第1条 国を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が、国を代表する。

第2条① 法務大臣は、所部の職員でその指定するものに前条の訴訟を行わせることができる。

第5条① 行政庁は、所部の職員でその指定するものに、当該行政庁の処分又は裁決に係る……
国を被告とする訴訟又は当該行政庁を当事者若しくは参加人とする訴訟を行わせることができる。

第6条① 前条第1項の訴訟については、行政庁は、法務大臣の指揮を受けるものとする。

② 法務大臣は、前条第1項の訴訟について、必要があると認めるときは、所部の職員でその指定するもの……にその訴訟を行わせ……ることができる。



訴訟については、法務大臣が国を代表し、行政庁に指揮権を行使

行政庁の政策的判断に指揮権を及ぼす制度ではない。